

静岡県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年3月4日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,051
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 475,313
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区 | 選挙区 | 選挙区 |
|-----------------|-----------------|-------------------|
| 下田市・賀茂郡 17,153 | 富士市 68,759 | 袋井市・森町 27,823 |
| 伊東市 19,431 | 富士宮市 35,833 | 磐田市 44,561 |
| 熱海市 10,194 | 静岡市葵区 69,549 | 浜松市中央区 149,398 |
| 伊豆市 8,364 | 静岡市駿河区 57,915 | 浜松市浜名区・天竜区 50,135 |
| 伊豆の国市 13,295 | 静岡市清水区 64,635 | 湖西市 15,516 |
| 函南町 10,444 | 焼津市 37,467 | |
| 三島市 29,927 | 藤枝市 39,451 | |
| 清水町 8,665 | 牧之原市・吉田町 19,368 | |
| 長泉町 11,736 | 島田市・川根本町 28,442 | |
| 裾野市 13,686 | 御前崎市 8,377 | |
| 御殿場市・小山町 27,952 | 菊川市 12,255 | |
| 沼津市 53,472 | 掛川市 30,977 | |